

○電気事業会計規則

昭和四十年六月十五日  
通商産業省令第五十七号

|    |       |        |            |
|----|-------|--------|------------|
| 改正 | 昭和四三年 | 三月三〇日  | 通商産業省令第三四号 |
| 同  | 四四年   | 九月三〇日  | 第九三号       |
| 同  | 四五年   | 一月一日   | 第一〇七号      |
| 同  | 四六年   | 四月一日   | 第三〇号       |
| 同  | 四九年   | 九月三〇日  | 第六五号       |
| 同  | 五〇年   | 七月三日   | 第六八号       |
| 同  | 五一年   | 九月二九日  | 第六三号       |
| 同  | 五四年   | 一月一日   | 第一〇七号      |
| 同  | 五七年   | 六月三〇日  | 第三二号       |
| 同  | 五八年   | 三月一九日  | 第一〇号       |
| 平成 | 元年    | 三月三〇日  | 第一三三号      |
| 同  | 元年    | 五月二五日  | 第四二号       |
| 同  | 元年    | 七月一日   | 第四四号       |
| 同  | 元年    | 七月一日   | 第一六号       |
| 同  | 二年    | 三月三十一日 | 第一四号       |
| 同  | 三年    | 三月二七日  | 第七八号       |
| 同  | 三年    | 二月二一日  | 第二一号       |
| 同  | 六年    | 三月二九日  | 第二九号       |
| 同  | 七年    | 三月三十一日 | 第八〇号       |
| 同  | 七年    | 一月一八日  | 第五八号       |
| 同  | 八年    | 七月二三日  | 第六〇号       |
| 同  | 九年    | 四月一日   | 第四〇号       |
| 同  | 一〇年   | 三月三十一日 | 第二八号       |
| 同  | 一一年   | 三月三十一日 | 第一一号       |
| 同  | 一一年   | 二月九日   | 第一一号       |

○電気事業会計規則取扱要領

平成二十二年三月三十一日  
二十二資電部第七号

|    |       |        |               |
|----|-------|--------|---------------|
| 改正 | 平成二七年 | 三月一三日  | 二〇一五資電部第八号    |
| 同  | 二八年   | 四月一日   | 二〇一六資電部第一〇号   |
| 同  | 二八年   | 九月三〇日  | 二〇一六資電部第一四号   |
| 同  | 二九年   | 九月二九日  | 二〇一七資電部第二四号   |
| 同  | 三一年   | 四月一日   | 二〇一九資電部第一一号   |
| 令和 | 五年    | 三月三十一日 | 二〇二三〇三三一資第五一号 |

[illegible]

|    |     |        |       |
|----|-----|--------|-------|
| 同  | 二八年 | 九月三〇日同 | 第九四号  |
| 同  | 二九年 | 三月一四日同 | 第一三号  |
| 同  | 二九年 | 三月三一日同 | 第三二号  |
| 同  | 二九年 | 九月二八日同 | 七六号   |
| 同  | 二九年 | 九月二八日同 | 七七号   |
| 同  | 三〇年 | 三月三〇日同 | 一七号   |
| 同  | 三〇年 | 五月一日同  | 二六号   |
| 同  | 三一年 | 三月二九日同 | 三四号   |
| 令和 | 二年  | 三月三一日同 | 二九号   |
| 同  | 二年  | 四月一日同  | 三二号   |
| 同  | 二年  | 五月二九日同 | 五三号   |
| 同  | 三年  | 三月三一日同 | 二二号   |
| 同  | 四年  | 三月三一日同 | 二四号   |
| 同  | 四年  | 三月三一日同 | 二八号   |
| 同  | 四年  | 三月三一日同 | 八二号   |
| 同  | 四年  | 三月三一日同 | 八五号   |
| 同  | 五年  | 三月二八日同 | 一一号   |
| 同  | 五年  | 三月二八日同 | 四八号   |
| 同  | 五年  | 三月二九日同 | 二二一   |
| 同  | 五年  | 三月三一日同 | 二二一   |
| 同  | 七年  | 五月三十日同 | 第四十六号 |

電氣事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十五条の規定に基づき、電氣事業会計規則を次のように制定する。

## 電氣事業会計規則

### 目次

|     |                       |
|-----|-----------------------|
| 第一章 | 総則（第一条―第三条の三）         |
| 第二章 | 固定資産勘定                |
| 第一節 | 電氣事業固定資産の取得（第四条・第五条）  |
| 第二節 | 電氣事業固定資産の価額（第六条―第十一条） |
| 第三節 | 資本的支出と収益的支出との区分（第十二条） |

電氣事業会計規則取扱要領（平成二十二年二十二資電部第七号）の一部を次のように改正する。

## 電氣事業会計規則取扱要領

### 目次

|     |                          |
|-----|--------------------------|
| 第一章 | 総則……………（第一―第四）           |
| 第二章 | 固定資産勘定通則……………（第五―第六）     |
| 第三章 | 電氣事業固定資産の価額……………（第七―第十六） |
| 第四章 | 資本的支出と収益的                |

第十三条

第四節 電気事業固定資産の除却（第十四条―第二十条）

第五節 雑則（第二十一条―第二十八条の八）

第三章 貯蔵品勘定（第二十九条―第三十四条）

第四章 特定原子力施設炉心等除去準備引当金勘定（第三十条―第三十一条）

第五章 特定原子力施設炉心等除去引当金勘定（第三十二条―第三十三条）

第六章 費用勘定（第三十五条―第三十六条）

第七章 消費税等（第三十七条）

第八章 雑則（第三十八条・第三十九条）

附則

第一章 総則

（会計の原則）

第一条 一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者及び発電事業者（以下「電気事業者」という。）は、次の各号の原則によつてその会計を整理しなければならない。

- 一 財政状態及び経営成績について真実な内容を表示すること。
- 二 すべての取引について、正規の簿記の原則によつて正確な会計帳簿を作成すること。
- 三 会計の整理について同一の方法を継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。
- 四 その他一般に公正妥当であると認められる会計の原則

（事業年度）

第二条 電気事業者の事業年度は、一年とし、その始期は四月一日とする。

支出との区分……………（第十七―第二十七）

第五章 電気事業固定資産の除却……………（第二十八―第三十七）

第六章 固定資産勘定雑則……………（第三十八―第五十七の七）

第七章 貯蔵品勘定通則……………（第五十八―第六十七）

第八章 予定受払単価法……………（第六十八―第七十三）

第九章 貯蔵品勘定雑則……………（第七十四―第七十九）

第十章 費用勘定……………（第八十―第八十九）

第一章 総則

第一 電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号。以下「規則」という。）の規定の適用については、この取扱要領の定めるところによるものとする。

(勘定科目及び財務諸表等)

第三条 電気事業者は、次章から第七章までに定めるもののほか、別表第一によつて勘定科目を分類し、かつ、別表第二によつて貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を作成しなければならない。この場合において、財務計算に関する諸表のうち、附属明細書として記載(電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することとができない方法をいう。))により記録することを含む。)すべきものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 電気事業営業費用明細表
- 二 固定資産期中増減明細表
- 三 固定資産期中増減明細表(無形固定資産再掲)
- 四 減価償却費等明細表
- 五 長期投資及び短期投資明細表
- 六 社債明細表
- 七 借入金、長期未払債務、リース債務、雑固定負債及びコーマ・シヤル・ペーパー明細表
- 八 引当金明細表
- 九 資産除去債務明細表
- 十 その他重要事項明細表

第三条の二 発電事業者は、前条に掲げる財務計算に関する諸表のほか、発電事業と小売電気事業とに関連する費用を別表第三に掲げる基準によりそれぞれの事業に配賦しなければならない。

2 前項の場合において、当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

第三条の三 発電事業者のうち、その事業の用に供する発電等用電気工作物の出力の合計が二百万キロワットを超えないものについては、第二条の規定は適用せず、前二条の適用につ

第二 規則第三条各号に掲げる附属明細書のうち、次の各号に掲げるものを会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百三十五条第二項の規定により作成する計算書類の附属明細書とする。

- 一 電気事業営業費用明細表
- 二 固定資産期中増減明細表
- 三 固定資産期中増減明細表(無形固定資産再掲)
- 四 引当金明細表
- 五 その他重要事項明細表

第三 規則別表第一の勘定科目は、規則別表第二の財務諸表を作成するための勘定体系を示したものであるから、事業内部の会計整理において、これらの勘定科目をさらに細分した勘定科目を用い、又はこれらの勘定科目のほかに本支店間取引を整理するための勘定、偶発債務を整理するための勘定その他内部整理を便ならしめるための勘定科目を設けることを妨げない。

第四 金銭以外の資産を無償で取得した場合(工事費負担金、下流増負担金、補助金等として取得した場合を除く。)は、千円を備忘価額として計上するものとする。

いては、前二条の規定にかかわらず、会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）によつて勘定科目を分類し、かつ、これらの命令によつて貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を作成することができる。

## 第二章 固定資産勘定

### 第一節 電気事業固定資産の取得

#### （電気事業固定資産勘定）

第四条 一般送配電事業、送電事業、配電事業及び発電事業（以下「電気事業」という。）の用に引き続き供するために建設、購入その他の事由によつて取得した土地、建物、構築物、機械装置、リース資産その他の資産は、電気事業固定資産勘定をもつて整理しなければならない。

#### （建設仮勘定）

第五条 電気事業固定資産勘定に整理される資産（以下「電気事業固定資産」という。）の建設による取得に要した支出の額及び資産除去債務（会社計算規則第七十五条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）に対応する除去費用は、建設仮勘定をもつて整理し（建設が短期間で、かつ、建設に関する整理が簡単なときは、この限りでない。）、使用を開始した資産については、使用を開始したときに、次の各号により、その建設価額及び資産除去債務に対応する除去費用を電気事業固定資産勘定に振り替えなければならない。

一 建設工事が落成する前に使用を開始した資産については、遅滞なく概算額によつて振り替え、落成したときに速やかに精算し、補正すること。ただし、落成したときに速やかに精算することができない場合は、落成後遅滞なく概算額

## 第二章 固定資産勘定通則

### 第五

仮設備を本設備として使用し、他の建設工事に使用し、又は貯蔵品として庫入れした場合において、建設仮勘定から他の勘定に振り替えるときの振替価額は、仮設備勘定に計上された価額からあらかじめ適正に定めた基準により算定した減損額を控除した価額によるものとする。ただし、その減損額が少額である場合は、この限りでない。

### 第六

規則第五条第一項の「使用を開始したとき」は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十九条第一項の規定による使用前検査を受けるべき事業用電気工作物については、原則としてその合格の日（電気事業法第五十条第一項の規定により仮合格となった場合は仮合格の日）とする。

をもつて補正し、精算が完了したときにさらに補正すること。

二 その他の資産については、速やかに精算し、精算額をもつて振り替えること。ただし、速やかに精算することができない場合は、遅滞なく概算額をもつて振り替え、精算が完了したときに補正すること。

2 前項第一号本文の場合において、当該建設仮勘定に係る建設費が少額であるときは、概算額による振替を行わないことができる。

## 第二節 電気事業固定資産の価額

### (帳簿原価)

第六条 電気事業固定資産勘定の帳簿原価（資産の取得に際して電気事業固定資産勘定の借方に計上する価額をいう。第十四条及び第十五条において同じ。）は、取得原価によるものとする。

2 前項の取得原価は、当該資産を建設したときはその建設価額、購入したときはその購入価額とし、資産除去債務に対応する除去費用を加えた額とする。

3 前条第一項の概算額は、第一項の取得原価とみなす。

### (建設価額又は購入価額)

第七条 前条第二項の建設価額又は購入価額は、当該資産の建設又は購入に直接又は間接に要した価額で、その建設又は購入のために有効かつ適正なものでなければならない。

### (建設のための資金の利子)

第八条 電気事業固定資産の建設のために充当した資金の利子で当該資産の使用開始前に属するものは、その金額を当該資産の建設価額に算入することができる。

## 第三章 電気事業固定資産の価額

### 第七

電気事業固定資産の建設のために充当した資金の利子を当該資産の建設価額に算入する場合、その金額は、次の算式によって算定するものとする。

(建設費－諸前受金－未払金) ×

借入資金 × 借入資金利率

自己資金 + 借入資金

建設費は、建設仮勘定の電気事業固定資産建設工事口に計上された金額（規則第八条の規定による建設中利子に相当する金額、規則第四十条の規定による建設分担関連費の金額、土地の金額、無形固定資産の金額及び建設の目的たる資産の使用を開始した後に行う残工事費の金額を除く。）の月積数（使用開始した日の属する月の前月までとする。以下同じ。）による。

諸前受金は、建設工事に係る工事費負担金として前受けしたものの月積数による。

借入資金利率は、月加重平均利率による。

自己資金及び借入資金は、建設の期間における自己資金及び借入資金の額によるものとする。ただし、それによりがたい場合は、適正な平均的期間における自己資金及び借入資金の額によることができる。

**第八** 規則第八条の場合において、電気事業固定資産の建設のために充当した資金の利子を建設価額に算入する場合は、対象となる建設費及び工事期間についてあらかじめ定めておくものとする。ただし、建設費については五十億円、工事期間については十二月を超えないものとする。

**第九** 建設中の電気事業固定資産の試運転によって発生した電気の販売に伴う収入に関連して要した金額は、当該資産の建設価額に算入しないものとする。ただし、その金額を区分することが困難であり、かつ、その金額が少額であると認められる場合は、この限りでない。

（建設に伴う収入）

**第九条** 電気事業固定資産の建設に伴う収入（建設中の電気事業固定資産の試運転によつて発生した電気の販売に伴う収入を除く。）で当該資産の落成前に属するものは、その金額を当該資産の建設費から控除し、当該収入に関連して要した金額は、当該資産の建設価額に算入しなければならない。



(工事費負担金)

- 第十条 電気事業法（以下「法」という。）第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）、法第二十条第一項の規定により届け出られた最終保障供給約款又は法第二十一条第一項の規定により届け出られた離島等供給約款の定めるところによつて器具、機械その他の用品の工事費を負担するために電気使用者が提供した金銭、資材その他の財産上の利益（以下「工事費負担金」という。）を充当して電気事業固定資産を建設した場合は、当該工事費負担金に相当する金額は、工事費負担金勘定をもつて整理しなければならない。
- 2 前項の工事費負担金は、第十四条及び第十七条に定める場合を除くほか、他の勘定へ振り替えてはならない。

(減価償却)

- 第十一条 電気事業固定資産に対する減価償却の金額は、その計上のつど、個々の資産に適正に配付しなければならない。ただし、個々の資産に配付することが困難な場合において、その計上のつど、耐用年数の異なる資産の区分ごとに事業年度別減価償却率を会計帳簿に明確に記録したときは、この限りでない。

第十 金銭以外の財産上の利益からなる工事費負担金は、その適正な見積額をもつてその金額とするものである。

第十一 第十の適正な見積額は、資材については、貯蔵品中に種類及び品質を同じくするものがあるときはその平均払出単価、それのないときは適正な市場価額、役務については、直営工事又は請負工事の場合の賃金率等をそれぞれ基準として算定するものとする。

第十二 固定資産除却費又は財産偶発損に充当するために提供を受けた工事費負担金の金額は、当該勘定に戻すものとする。

第十三 電気事業固定資産の建設のために、国、地方公共団体又は当該資産によつて便益を受ける者が提供した金銭、資材その他の財産上の利益を充当して当該資産を建設した場合は、工事費負担金を充当して電気事業固定資産を建設した場合に準じて整理するものとする。

第十四 規則第十一条本文の規定する減価償却の金額の個々の資産への配賦は、耐用年数の異なる資産の区分ごとに、償却帳簿原価（帳簿原価からそれに対応する工事費負担金の金額を控除した価額をいう。以下同じ。）又は償却帳簿価額（償却帳簿原価からその減価償却累計額の金額を控除した価額をいう。以下同じ。）を基礎とする金額案分によることができる。

第十五 規則第十一条ただし書の「事業年度別減価償却率」とは、当該事業年度の開始のときからあつた資産に対して当該事業年度中に計上した減価償却の金額のその償却帳簿原価又は償却帳簿価額に対する率をいう。

第十六 事業年度の中途において除却し又は譲渡した固定資産の当該事業年度分の減価償却は、計上しないものとする。

### 第三節 資本的支出と収益的支出との区分

#### (資本的支出と収益的支出)

第十二条 電気事業者は、電気事業固定資産の価額を適正に整理するため、資本的支出と収益的支出とを区別しなければならない。

#### (取替資産)

第十三条 取替資産（種類及び品質を同じくし、同一の目的のために多量に使用される電柱、電線その他の物品の多量からなる固定資産で、使用に堪えなくなつたその部分が毎事業年度ほぼ同数量ずつ取り替えられるものをいう。）をこれと種類及び品質を同じくする新たな資産と取り替えた場合は、収益的支出として整理しなければならない。

2 電気事業固定資産のうち次の各号に掲げるものを、前項の規定による取替資産として整理することができる。

- 一 送電設備のうち木柱、がいし、電線、地線及び添加電話線
- 二 配電設備のうち木柱、電線、引込線、添加電話線、柱上変圧器、電力用蓄電器、保安開閉装置、計器及び貸付配線
- 三 業務設備のうち木柱及び電話線

### 第四章 資本的支出と収益的支出の区分

第十七 電気事業者は、資本的支出と収益的支出との区分を適正にするため、電気事業固定資産に附加（取替えのためにする場合を含む、新設及び増設の場合を除く。以下この章において同じ。）し、又は当該資産から除却した場合に資本的支出として整理すべき一定単位の物品（以下「資産単位物品」という。）を別表を基準として定めておくものとする。

第十八 資産単位物品が既設の電気事業固定資産に附加された場合は、資本的支出として整理するものとする。ただし、規則第十三条第一項に該当する場合は、この限りでない。

第十九 資産単位物品以外の物品が既設の電気事業固定資産に附加された場合は、収益的支出として整理するものとする。ただし、当該附加によつて当該附加された資産の機能が著しく増進され、又は使用可能期間が著しく延長されるときは、収益的支出として整理しないことができる。

第二十 規則第十三条の規定及び第十九の場合において、取替のために除却された物品が貯蔵品勘定その他の勘定へ振り替えられたときは、その振替価額に相当する金額を収益的支出の戻しとして整理するものとする。当該物品の附加に関して、工事費負担金の提供を受けたときのそれに相当する金額についても同様とする。

第二十一 第二十前段の場合において、貯蔵品勘定以外の勘定へ振り替えられたときの振替価額は、当該物品が電気事業営業費用勘定に計上されたものであるときは当該勘定に計上されたときの金額を限度とした適正な見積価額、その他のものであるときは当該物品の市場価額その他を基準とした適正な見積価額によるものとする。

第二十二 規則第十四条の規定、第十八及び第十九ただし書によつて取替えを行う場合においては、除却に要した工事費は固定資産除却費勘定に、附加に要した工事費は当該資産勘定にそれぞれ整

理するものとする。ただし、両者を区分することが困難な場合は、主たる工事の勘定に一括して整理することができる。

**第二十三** 取替資産として整理するものの減価償却は、取替法（当該固定資産の償却帳簿原価の百分の五十に達するまでは定額法又は定率法によって算出した金額を各事業年度の減価償却費に計上するとともに、当該固定資産が使用に堪えなくなつたためそれに代えて種類及び品質を同じくする資産と取り替えた場合において、その取り替えた資産の附加のために要した金額をその取り替えた事業年度の修繕費勘定に計上する方法をいう。）によって行うものとする。

**第二十四** 取替え又は附加に関して提供を受けた工事費負担金（金額が第十八又は第十九ただし書の規定による資本的支出として整理した額に対応するものか、規則第十三条の規定及び第十九本文による収益的支出として整理した額に対応するものかが明らかでない場合は、資本的支出として整理した額と収益的支出として整理した額の比率により区分して、それぞれ工事費負担金勘定及び収益的支出の戻しに整理するものとする。）

**第二十五** 第二十四の規定は、電気事業固定資産の建設のために、国、地方公共団体又は当該資産によつて便益を受ける者が提供した金銭、資材その他の財産上の利益について準用する。

**第二十六** 規則第十三条第一項の規定及び第十九本文の場合において、当該取替え又は附加に関して補償金、損害賠償金又はこれらに準ずるものの提供を受けたときは、第二十後段の規定に準じて整理するものとする。

**第二十七** 取替え又は附加に関して提供を受けた補償金、損害賠償金又はこれらに準ずるものの金額が第十八又は第十九ただし書の規定による資本的支出として整理した額に対応するものか規則第十三条第一項の規定又は第十九本文の規定による収益的支出として整理した額に対応するものかが明らかでない場合は、資本的支出として整理した額と収益的支出として整理した額の比率により区分して、それぞれ電気事業雑収益勘定及び収益的支出の戻しに整理するものとする。

#### 第四節 電気事業固定資産の除却

(除却の場合における帳簿原価等の減額)

第十四条 電気事業固定資産を除却した場合は、当該除却物品に関する帳簿原価並びに工事費負担金及び減価償却累計額の金額をそれぞれの当該勘定から減額しなければならない。

(除却の場合における帳簿原価の算定)

第十五条 前条の規定によつて減額すべき帳簿原価は、物品帳簿原価(物品の取得に直接に要した価額から当該物品の取得に直接に要した工費の価額を控除した価額の帳簿原価をいう。以下同じ。)及び工費帳簿原価(物品の取得に直接に要した工費の価額及び間接に要した価額の帳簿原価をいう。以下同じ。)の合計とする。

(除却の場合における減価償却累計額の算定)

第十六条 第十四条の規定によつて減額すべき減価償却累計額の金額は、減価償却を第十一条本文の規定によつて行つた場合はその規定によつて配付された金額とし、同条ただし書の規定によつて行つた場合は当該物品が当該勘定に計上された事業年度から当該物品が除却された事業年度の直前の事業年度までの毎事業年度における事業年度別減価償却率に基づいて配付された金額とする。

#### 第五章 電気事業固定資産の除却

第二十八 減価償却を規則第十一条ただし書の規定によつて行つた場合における当該除却物品に関する減価償却累計額の金額は、当該物品に関する償却帳簿原価に規則第十六条の規定による事業年度別減価償却率の累計率を乗じた金額とするものとする。

第二十九 減価償却を規則第十一条ただし書の規定によつて行つた場合において、当該除却物品がその取得した事業年度中途に当該勘定に計上されたものであるときは、当該事業年度の減価償却率は、月割計算によつて算定するものとする。

(除却の場合における帳簿原価等の減額の特則)

第十七条 第十四条の規定にかかわらず、同条に規定する物品の物品帳簿原価が少額であるときは、物品帳簿原価のみを減額し、工費帳簿原価並びに工事費負担金及び減価償却累計額の金額は、当該物品に関連する物品の物品帳簿原価を減額するときに一括して減額することができる。ただし、減価償却を第十一条ただし書の規定によつて行つた場合の減価償却累計額の金額については、この限りでない。

(除却物品に関する整理手続)

第十八条 第十四条及び前条の規定によつて減額した場合における当該除却物品に関する整理手続は、次の各号によつて行わなければならない。

一 物品帳簿原価からその工事費負担金の金額及び減価償却累計額の金額を控除した価額と当該物品が貯蔵品勘定その他の勘定へ振り替えられた場合における振替価額との差額を算出

第三十 配電設備勘定から除却された物品に関する減価償却累計額の金額は、物品帳簿原価又は工費帳簿原価ごとに次の算式によつて算定することができる。

当該帳簿原価×

当該事業年度の直前事業年度末における当該物品の属する直前事業年度の異なる資産の区分ごとの減価償却累計額

当該事業年度の直前事業年度末における当該物品の属する直前事業年度の異なる資産の区分ごとの帳簿原価の合計額

第三十一 配電設備勘定から除却された物品に関する工事費負担金の金額は、第三十の規定に準じて算定することができる。

第三十二 規則第十七条ただし書の規定は、当該除却物品に関連する物品の物品帳簿原価を減額するときに当該除却物品の物品帳簿原価に対応する減価償却累計額の金額を一括して減額することを合理的な方法によつて実行することが確保されている場合には、適用しないことができる。

第三十三 規則第十八条第一号及び第二号の規定による算出に関する整理は、配電設備勘定から除却された物品については、支店ごとに、かつ、事業年度ごとに一括して行うことができる。

第三十四 規則第十八条の場合において、除却に関して損害保険金又は損害賠償金を受け入れたときは、その金額を当該固定資産除却費勘定、当該事業外費用勘定又は当該特別損失勘定に戻すもの

すること。

二 工費帳簿原価からその工事費負担金の金額及び減価償却累計額の金額を控除した金額を算出すること。

三 前二号の合計額を固定資産除却費勘定へ振り替えること。ただし、当該除却が天災その他の不測の事由によつて発生した電気事業固定資産の損害の整理を目的として行われた場合は、事業外費用勘定又は特別損失勘定へ振り替えること。

#### (除却物品の振替価額)

第十九条 前条第一号の場合において、貯蔵品勘定以外の勘定へ振り替えられたときの振替価額は、当該物品の物品帳簿原価からその工事費負担金の金額及び減価償却累計額の金額の合計を控除した価額を限度とした適正な見積価額によらなければならない。

#### (除却仮勘定)

第二十条 第十四条の場合において、除却が工事を伴うときは、第十八条の規定による整理は、除却仮勘定をもつて行なわなければならない。ただし、工事が短期間で、かつ、除却に関する整理が簡単なときは、この限りでない。

### 第五節 雑則

#### (共用固定資産)

第二十一条 電気事業固定資産で水力発電、汽力発電、原子力発電、内燃力発電、新エネルギー等発電等、送電、変電、配電及び業務のうちいずれか二以上の用途に共用されるものは、主たる用途の勘定に整理するものとする。

とし、その金額が当該固定資産除却費勘定、当該事業外費用勘定又は当該特別損失勘定に計上された金額より多いときは、その差額を電気事業雑収益勘定、事業外収益勘定又は特別利益勘定に計上するものとする。ただし、除却した資産の代替資産を取得した場合においては、その差額について、工事費負担金を充当して電気事業固定資産を建設した場合に準じて整理することができる。

第三十五 電気事業固定資産の除却に関して補償金又はこれに準ずるものを受け入れたときは、第三十四本文に準じて整理するものとする。

第三十六 規則第十九条の振替価額には、当該物品の流用のために直接に要した運搬費等の金額を加算することができる。

第三十七 規則第二十条の場合において、当該除却物品が営業単位設備に満たないものであって、かつ、その帳簿原価が少額であるときは、除却仮勘定をもつて整理せず、建設仮勘定に「除却工事口」を設けて整理することができる。

### 第六章 固定資産勘定雑則

第三十八 規則第二十一条第二項の共用固定資産（電気事業と附带事業とに共用される防液堤、緑化施設、電柱、車両等を含む。以下同じ。）については、それを整理した勘定の会計帳簿に、共用関係（設備の占有比、従業員数比、作業時間数比とする等固定資

2 電気事業と附帯事業（電気事業者が営む電気事業以外の事業をいう。以下同じ。）とに共用される固定資産は、主たる用途の事業の勘定に整理するものとする。

#### （関連建設費）

第二十二條 二以上の固定資産の建設に関連して要した金額（以下「関連建設費」という。）は、適正な基準によつてそれぞれに配付しなければならない。ただし、関連建設費が少額であり、かつ、特定の固定資産の建設に主として関連する場合は、その全額を当該特定の固定資産に配付することができる。

#### （電気事業固定資産以外の固定資産への準用）

第二十三條 第四條から第七條まで、第九條及び第十一條の規定は、附帯事業固定資産勘定及び事業外固定資産勘定の整理に準用する。

産の使用形態に応じた合理的な配賦基準により求めたもの（いう。）を明記しておくものとする。

**第三十九** 規則第二十二條の適正な基準は、関連建設費の内容によつて、運搬物品の重量、運搬距離等（運搬費が関連する場合）従事した人員数、時間数等（労働関係費が関連する場合）その他個別的に定めるものとし、他に適当な基準を見出し難い場合は、一定期間における関連建設費に係る当該建設費の計上額を基準とすることができる。

**第四十** 構築物勘定又は機械装置勘定には、当該構築物又は機械装置の予備品として附属する物品を含めて計上するものとする。

**第四十一** 第四十の「予備品」とは、当該構築物又は機械装置の円滑な運転を図るために常備すべき最低限度のものであつて、他に流用することが困難なものをいう。

**第四十二** 水利権の価額には、当該水利権の出願手続きに要する諸係費のほか、別表（水利権一覧表）を基準として当該水利使用に関連して行う関係河川利用者に対する補償に要する費用及び流水の貯留に伴い水没する地域に係る補償に要する費用の補償の金額を計上するものとする。

**第四十三** 通信関係の設備が相当大きな価額に達した場合は、科目「通信設備」を「配電設備」の次に設け、それに通信関係の設備を整理することができる。その場合においては、費用勘定においても、科目「通信費」を「貸付設備費」の次に設け、それに「通信設備」に係る費用を整理するものとする。

**第四十四** 電気事業固定資産勘定の内部において、又は電気事業固定資産勘定と附帯事業固定資産勘定若しくは事業外固定資産勘定との間において、固定資産が移管される場合は、当該資産に属する金額をそれぞれ該当勘定へ振り替えるものとする。

**第四十五** 稼働設備の勘定から貸付設備勘定への振替は、当該貸付

(核燃料勘定)

第二十四条 発電に使用するため取得した核燃料（使用済及び再処理中のものを含む。以下同じ。）は、核燃料勘定をもつて整理しなければならない。

(核燃料勘定の整理)

第二十五条 核燃料勘定に整理される核燃料（以下「核燃料」という。）の帳簿原価（核燃料の取得に際して核燃料勘定に計上する価額をいう。）は、取得原価によるものとする。

2 前項の取得原価は、当該核燃料を購入したときはその購入価額、加工したときはその加工価額とする。

(購入価額及び加工価額)

第二十六条 核燃料の購入価額は、当該核燃料の購入代価に、最初に対象発電事業者（実用発電用原子炉の設置者である発電事業者をいう。以下同じ。）の貯蔵場所に受け入れるまでに

けに關して經濟産業大臣への届出を要するときはその届出した日、当該貸付けに關して經濟産業大臣への届出を要しないときは、当該貸付けに關する契約の効力の発生した日をもつてそれぞれ行うものとする。

第四十六 電気事業固定資産勘定から附帶事業固定資産勘定又は事業外固定資産勘定への振替は、当該事実の確定した日をもつて行うものとする。

第四十七 建設中の電気事業固定資産に關する下流増負担金のうち、建設仮勘定の項と対応するかどうかが明らかでないものについては、下流増負担金（貸方）として一括して整理することができる。

第四十八 電気事業固定資産の建設工事を実施しないことが確定したことによつて電気事業固定資産の建設準備口勘定を精算する場合において、当該電気事業固定資産建設準備勘定に係る建設準備のための調査等のうち他の勘定に寄与したと認められるものの金額は、当該他の勘定に振り替えることができる。

第四十九 規則第二十四条の「核燃料」は、ウラン精鉱、天然六弗化ウラン、濃縮六弗化ウラン、濃縮二酸化ウラン、成型加工中核燃料、完成核燃料、装荷核燃料、一部照射済核燃料、使用済燃料、再処理中核燃料及び再処理によつて回収された減損ウラン及びプルトニウムをいうものとする。

第五十 規則第二十五条第一項に規定する「取得原価」には、ウラン濃縮施設の廃止措置の実施又は当該施設の運転に伴つて生じた廃棄物の処理及び処分に必要な費用であつて、核燃料を購入し、又は当該核燃料の加工を受けた後に締結した費用負担に關する契約によつて支払うものは含めないものとする。

第五十一 規則第二十六条第一項の「最初に対象発電事業者（実用発電用原子炉の設置者である発電事業者をいう。以下同じ。）の貯蔵場所に受け入れるまでに直接に要した金額」とは、購入した



直接に要した金額を加算したものとす。

2 核燃料の加工価額は、当該核燃料の加工に直接要した原価又はそれに適正な間接費配付額を加算したものとす。

3 前二項の場合において、同項に定めるもののほか、当該核燃料の価値を増加するために直接に要したと認められる金額は、購入価額又は加工価額に加算しなければならない。ただし、その金額が少額である場合は、この限りでない。

#### (仮受入整理)

第二十七条 核燃料を購入して核燃料勘定に整理する場合において、当該核燃料の購入価額が確定していないときは、適正な見積価額によつて仮受入整理をしなければならない。

2 前項の規定によつて仮受入整理をした場合において、購入価額が確定したときは、遅滞なく、確定した購入価額によつて前項の規定による見積価額を補正しなければならない。

3 第一項の規定によつて仮受入整理をした場合における見積価額は、第二十五条第一項の取得原価とみなす。

#### (核燃料の減損の原則)

第二十八条 核燃料が燃焼により減損したときは、当該核燃料の燃焼度合に応じて適正に減損価額を算定し、その金額を当該核燃料勘定から減額しなければならない。

核燃料に対する関税その他の税金、保険料、検査費、試験費、積込費、荷卸費、運搬費その他購入のために直接に要した金額をいう。

第五十二 規則第二十六条第二項の「加工に直接要した原価」とは、核燃料を自ら又は他に委託して加工した場合において、加工されるウラン精鉱又は半製品核燃料等の取得原価に当該加工工程口の加工費等を加算した金額をいう。

第五十三 核燃料を自ら又は他に委託して加工する場合において貯蔵場所、加工場所間又は加工場所相互間の転送に要した運賃その他の諸掛等で直接要した金額は、受入価額に加算するものとする。

第五十四 規則第二十七条の規定は、核燃料を加工する場合に準用する。

第五十五 仮受入整理されている装荷核燃料の購入価額又は加工価額が確定した場合において確定した価額と仮受入整理した価額との間に差額があるときは、その差額は次の各号によつて整理するものとする。ただし、当該差額が少額な場合には、確定したときにおいて装荷核燃料の価額を調整することができる。

一 当該装荷核燃料が当該事業年度の前年度以前に減損している場合には、その減損分に対応する額を過年度損益修正項目に計上し、当該事業年度に減損している場合には、その減損分に対応する額を燃料費に計上するものとする。ただし、前年度以前の減損分に対応する額が少額な場合には、その額を燃料費に計上することができる。

二 当該装荷核燃料のうち減損していない部分があるときは、その分に対応する額を装荷核燃料の価額に加算（又は減額）するものとする。

第五十六 装荷核燃料の減損価額の計算については、炉心別又は装荷単位別に次の算式によつて算定するものとする。

当該核燃料の当該事業年度の実績燃焼度  
装荷核燃料の取得原価×  
燃焼設計総燃焼度  
当該核

## 第五十七 核燃料の保管

中、輸送中又は取扱中に生じた破損、過不足等の事故は、次の各号によつて整理するものとする。

- 一 破損が生じたときは、適正な価額まで帳簿原価の更訂を行い、その差額を電気事業営業費用勘定の諸費に計上すること。
- 二 過不足の生じたときは、その差異の原因を追究して遅滞なく補正するものとする。ただし、原因の不明な差異については、当該差異に係る金額を電気事業営業費用勘定の諸費又は電気事業雑収益に整理することをもつて足りる。
- 三 保管中、輸送中又は取扱中の核燃料について修理を行ったために要した金額は、当該核燃料について既に評価損が計上されているときは、当該核燃料の帳簿価額に加算し、それ以外の場合は電気事業営業費用勘定の修繕費に計上すること。

(原子力特定資産に関する特例)

第二十八条の二 対象発電事業者は、その運用する原子炉（原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第四号に規定する原子炉をいい、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設として指定された発電用原子炉施設（同法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。）に係る実用発電用原子炉（同法第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。）を除く。以下同じ。）を廃止するために法第二十七条の二十七第三項の規定による届出をしようとする場合において、当該原子

第五十七の二 規則第二十八条の二第一項の経済産業大臣の承認を受けようとする事業者は、様式一による原子力特定準備資産承認申請書を、経済産業大臣に提出するものとする。

炉に係る原子力特定資産（原子炉の運転を廃止した時において原子炉の運転のために保全が必要な固定資産のうち、原子炉の運転に伴い核燃料物質（原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。）によつて汚染されたもの及び運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産をいい、建設仮勘定に計上された固定資産（原子炉の運転を廃止した後に竣工するものに限る。）を含み、資産除去債務相当資産を除く。）に該当する資産（以下「原子力特定準備資産」という。）を区分して整理しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする対象発電事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該対象発電事業者は、同項の承認の申請に基づく承認に関する処分があるまでの間は、当該申請に係る原子力特定準備資産を区分して整理することができる。

一 廃止しようとする原子炉の名称

二 原子炉を廃止しようとする理由

三 原子力特定準備資産の一覧表

3 経済産業大臣は、第一項の承認の申請が、次に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一 前項第三号に掲げる事項に係る事由が円滑な廃止措置の実施のために必要であること。

二 前項第三号に掲げる事項が適正かつ明確であること。

第二十八条の三 前条第一項の承認を受けた者は、前条第二項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の承認に準用する。

第二十八条の四 対象発電事業者は、第二十八条の二第一項の承認を受けて区分して整理した原子力特定準備資産（前条第一項

第五十七の三 規則第二十八条の四第一項に規定する原子力特定資産簿価は、同条第二項の申請書を提出した日の属する月の前月末

の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に係る原子力特定資産の帳簿価額（以下「原子力特定資産簿価」という。）を原子力発電設備又は建設仮勘定に計上しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする対象発電事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該対象発電事業者は、同項の承認の申請に基づく承認に関する処分があるまでの間は、当該申請に係る原子力特定資産簿価を原子力発電設備又は建設仮勘定に計上することができる。

一 原子力特定資産簿価

二 前号の額の算定根拠

3 経済産業大臣は、第一項の承認の申請が、次に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一 前項第一号に掲げる事項に係る事由が円滑な廃止措置の実施のために必要であること。

二 前項第一号及び第二号に掲げる事項が適正かつ明確であること。

（原子力廃止関連仮勘定に関する特例）

第二十八条の五 対象発電事業者は、その運用する原子炉を廃止するために法第二十七条の二十七第三項の規定による届出をしようとする場合において、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価額（原子力特定資産簿価を除き、建設仮勘定に計上された固定資産（原子炉の運転を廃止した後に竣工しないものに限る。）の帳簿価額を含む。）及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く。）（以下「原子力廃止関連仮勘定簿価」という。）並びに当該原子炉の廃止に伴つて生ずる使用済燃料再処理等拠出金費及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額（以下「原子力廃止関連費用相当額」という。）を原子力廃止関連仮勘定

時点の帳簿価額とする。

第五十七の四 規則第二十八条の四第一項の経済産業大臣の承認を受けようとする事業者は、様式二による原子力特定資産承認申請書を、経済産業大臣に提出するものとする。

第五十七の五 規則第二十八条の五第一項の経済産業大臣の承認を受けようとする事業者は、様式三による原子力廃止関連準備資産等承認申請書を、経済産業大臣に提出するものとする。

に振り替え、又は計上しようとするときは、振り替え、又は計上しようとする資産等の項目について経済産業大臣の承認を受けなければならない。この場合において、原子力廃止関連仮勘定簿価に振り替えようとする資産項目は原子力廃止関連準備資産として区分して整理する。

2 前項の承認を受けようとする対象発電事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該対象発電事業者は、同項の承認の申請に基づく承認に関する処分があるまでの間は、当該申請に係る資産項目を原子力廃止関連準備資産に区分して整理することができる。

一 廃止しようとする原子炉の名称

二 原子炉を廃止しようとする理由

三 原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上しようとする資産等の項目の一覧表

3 経済産業大臣は、第一項の承認の申請が、次に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一 前項第二号に掲げる事項がエネルギー政策の変更、安全規制の変更その他これらに準ずるものに伴うものであること。

二 前項第三号に掲げる事項に係る事由が円滑な廃止措置の実施のために必要であること。

三 前項第三号に掲げる事項が適正かつ明確であること。

第二十八条の六 前条第一項の承認を受けた者は、前条第二項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の承認に準用する。

第二十八条の七 対象発電事業者は、第二十八条の五第一項の承認を受けて区分して整理した原子力廃止関連準備資産（前条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のも

第五十七の六 規則第二十八条の七第一項に規定する原子力廃止関連仮勘定簿価及び原子力廃止関連費用相当額（以下「原子力廃止関連仮勘定簿価等」という。）は、同条第二項の申請書を提出し

の)に係る原子力廃止関連仮勘定簿価及び第二十八条の五第一項の承認を受けた項目に係る原子力廃止関連費用相当額を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする対象発電事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該対象発電事業者は、同項の承認の申請に基づく承認に関する処分があるまでの間は、当該申請に係る原子力廃止関連仮勘定簿価及び原子力廃止関連費用相当額を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上することができる。

一 原子炉を廃止しようとする理由

二 原子力廃止関連仮勘定簿価及び原子力廃止関連費用相当額

三 前号の額の算定根拠

3 経済産業大臣は、第一項の承認の申請が、次に掲げる要件のいずれにも適合していると認められるときは、同項の承認をしなければならない。

一 前項第一号に掲げる事項がエネルギー政策の変更、安全規制の変更その他これらに準ずるものに伴うものであること。

二 前項第二号に掲げる事項に係る事由が円滑な廃止措置の実施のために必要であること。

三 前項第二号及び第三号に掲げる事項が適正かつ明確であること

第二十八条の八 対象発電事業者に係る原子力廃止関連仮勘定は、当該対象発電事業者が前条第一項の承認を受けた日から当該日以降初めて一般送配電事業者(電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)第四十五条の二十一の十七第一項の通知を受けた者に限る。)が当該承認に係る廃炉円滑化負担金(同令第四十五条の二十一の十六第一項に規定する廃炉円滑化負担金をいう。)を回収するため法第十八条第一項の認可を受け、又は同条第五項の規定により託送供給等約款の届出を

た日の属する月の前月末時点の帳簿価額とする。  
第五十七の七 規則第二十八条の七第一項の経済産業大臣の承認を受けようとする事業者は、様式四による原子力廃止関連仮勘定承認申請書を、経済産業大臣に提出するものとする。

して託送供給等約款を変更する日の属する月の翌月から十年間均等償却するものとして算定した額を償却することとする。

### 第三章 貯蔵品勘定

#### (貯蔵品勘定)

第二十九条 購入し、若しくは製作した物品又は貯蔵品勘定以外の勘定に計上されていた物品で庫入れたもの（以下「庫入物品」という。）は、貯蔵品勘定をもつて整理しなければならない。ただし、固定資産勘定に整理されるもの及び購入又は製作後直ちに使用されるものについては、この限りでない。

#### (貯蔵品勘定の整理)

第三十条 貯蔵品勘定は、継続記録法（物品の受払いのつどその数量及び価額を記録する方法をいう。）によつて整理しなければならない。

#### (庫入価額)

第三十一条 庫入物品の庫入価額は、次の各号によらなければならない。

### 第七章 貯蔵品勘定通則

#### 第五十八

貯蔵品の購入に関して行われた値増し、値引き又は割り戻しの金額は、次の各号によつて整理するものとする。

一 値増し、値引き又は割り戻しの金額は、購入価額に加算し又は購入価額から控除するものとする。ただし、当該貯蔵品が判明しないときは、一般管理費勘定の諸費又は電気事業雑収益勘定に計上することができる。

二 値増し、値引き又は割り戻しが当該貯蔵品の払出し後に判明した場合は、払出先の勘定金額を補正するものとする。ただし、それが困難な場合において、当該貯蔵品と種類及び品質を同じくするものが貯蔵品勘定に計上されているときは、その帳簿価額に加算し又はその帳簿価額から控除し、それにより難いときは、前号のただし書の規定を準用する。

第五十九 貯蔵品の購入価額に算入される運賃その他の諸掛の金額で未払いのものは、買掛金勘定に計上するものとする。ただし、当該金額と未払金勘定又は未払費用勘定に計上される金額とを区別することが困難な場合は、それを未払金勘定又は未払費用勘定に計上することができる。

第六十 修理を加えれば再使用が可能となる見込みのある物品が庫入れされた場合は、修理を加えなくても再使用可能な物品としての見積価額で庫入れし、修理をしたときに、それに要した金額を旧取付場所に係る修繕費勘定に計上することができる。その場合において、旧取付場所が不明なときは、一般管理費勘定の修繕費に計上することができる。

第六十一 規則第三十一条第二号の庫入物品の庫入価額に相当する金額は、当該物品が計上されていた勘定に戻すものとする。その

一 固定資産勘定（建設仮勘定を除く。）に計上されていた物品については、物品帳簿原価からその工事費負担金の金額及び減価償却累計額の金額の合計を控除した価額を限度とした適正な見積価額

二 建設仮勘定、電気事業営業費用勘定、附帯事業営業費用勘定又は事業外費用勘定に計上されていた物品については、当該勘定に計上されていたときの金額を限度とした適正な見積価額

三 前二号に該当しない物品又は前二号によることが困難な物品については、当該物品の市場価額その他を基準とした適正な見積価額

#### （仮受入整理）

第三十二条 物品を購入して貯蔵品勘定に整理する場合において、当該物品の購入価額が確定していないときは、適正な見積価額によつて仮受入整理をしなければならない。

#### （貯蔵品の払出しの原則）

第三十三条 貯蔵品を払い出したときは、その払出価額を算定し、その金額を当該貯蔵品勘定から減額しなければならない。

2 前項の払出価額は、帳簿に計上されている価額に基づき、先入先出法、期総平均法、月総平均法、移動平均法又は個別法によつて算出した払出単価によつて算定しなければならない。

場合において、戻すべき勘定が明らかでないときは、電気事業雑収益勘定その他適当な勘定に計上するものとする。

第六十二 建設工事又は修繕工事の材料を庫入れするために要した金額及び貯蔵品を当該建設工事又は当該修繕工事のためにその現場まで運搬するために要した金額は、当該建設工事に係る建設価額に算入し、又は当該修繕工事に係る修繕費勘定に計上するものとする。

第六十三 規則第三十一条第三号の場合において、当該庫入物品と種類及び品質を同じくする物品が貯蔵品勘定に計上されているときは、当該貯蔵品の当該庫入時における平均払出単価を基礎として庫入価額を算定するものとする。

第六十四 規則第三十二条の適正な見積価額は、受入時における市場価額、代金支払時における市場価額の見込み等を勘案して見積られた価額とする。

第六十五 仮受入整理された物品の購入価額が確定した場合は、確定した価額と仮受入整理した価額との差額は、確定したとき以後における払出価額によつて調整することができる。

第六十六 規則第三十二条の規定により仮受入整理した価額について市場価額の動向等客観的事項の変化により修正した場合における修正した価額と修正前の価額の整理については、第六十六の規定を準用する。

第六十七 石炭、燃料油、ガス及び歴青質混合物の払出価額の計算は、発電所別に月総平均法により、かつ、湿炭基礎、乾炭基礎、容量基礎（燃料油及びガスの場合に限る。）、重量基礎（ガス及び歴青質混合物の場合に限る。）又は発熱量基礎のうちいずれか一の方法によつて行うものとし、バイオマス燃料及び廃棄物燃料については、石炭の方法に準ずるものとする。ただし、バイオマス燃料及び廃棄物燃料の払出価額の計算は、これによることが困難な場合は、一の発電所において、種類を同じくする貯蔵品ごとにそれぞれ石炭、燃料油、ガス及び歴青質混合物の方法に準じた方



(予定受払単価法)

第三十四条 受払いのひん度が高く、かつ、種類、品質及び規格を同じくする一般貯蔵品については、事業年度ごとにあらかじめ適正に設定した受払単価をもつて整理することができる。

により、払出価額の計算を行うことができる。

第八章 予定受払単価法

**第六十八** 規則第三十四条に規定する方法によって受払単価を算定した場合において、実際受入価額又は原価法による払出価額との間に差額が生じたときは、その差額は、当該事業年度末に、当該貯蔵品の払出価額又は事業年度末在庫価額に適正に配賦しなければならぬ。ただし、予定受払単価を算定する場合は、前事業年度から繰り越された原価差額があるときは、その前事業年度からの繰越額に当該事業年度中の発生額の見込みを勘案し、当該事業年度末においてそれが零となることを目途として行うものとする。

**第六十九** 原価差額の整理は、種類及び品質を同じくする貯蔵品ごとに（これによることが困難な場合は、回転率及び用途の類似した貯蔵品ごとに一括する等の合理的な方法により）行うものとする。

**第七十** 事業年度中に予定受払単価を更改した場合は、その都度、当該更改の日の前日現在において原価差額の配賦を行うものとする。

**第七十一** 原価差額を固定資産勘定に配賦する場合において、配電設備に関する勘定以外の勘定に対する当該貯蔵品の払出価額が少額であるときは、その全額を配電設備に関する勘定に配賦することができる。

**第七十二** 原価差額を費用勘定に配賦する場合において、配電費勘定の修繕費以外の勘定に対する当該貯蔵品の払出価額が少額であるときは、その全額を配電費勘定の修繕費に配賦することができる。

**第七十三** 第六十九の規定によって貯蔵品の事業年度末在庫価額に配賦された原価差額は、予定受入単価による受入価額の評価勘定として貯蔵品勘定の内部で区分整理するものとする。

## 第四章 特定原子力施設炉心等除去準備引当金勘定

(積立て)

第三十四条の二 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号。以下「機構法」という。）第五十五条の三第一項に規定する廃炉等実施認定事業者（以下単に「廃炉等実施認定事業者」という。）は、毎事業年度において、機構法第五十五条の九第二項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画に定める金額のうち将来実施する炉心等の除去に要する費用に充てるため、当該事業年度に積み立てるべき金額を算定し、その金額を特定原子力施設炉心等除去準備引当金として積み立てなければならない。

## 第五章 特定原子力施設炉心等除去引当金勘定

(積立て)

第三十四条の三 廃炉等実施認定事業者は、毎事業年度において、機構法第五十五条の九第二項の承認を受けた取戻しに関する計画に定める金額のうち将来実施する炉心等の除去に要する費用に充てるため、当該事業年度に積み立てるべき金額を算定し、その金額を特定原子力施設炉心等除去引当金として積み立てなければならない。

(取崩し)

第三十四条の四 廃炉等実施認定事業者は、前条の規定により積み立てられた特定原子力施設炉心等除去引当金の前事業年度末の残高から炉心等の除去に要する費用に充てた金額又は積み立てる必要がなくなった金額を取り崩さなければならない。

## 第九章 貯蔵品勘定雑則

**第七十四** 電気事業の用に供される貯蔵品の保管中、輸送中又は取扱中に生じた過不足、破損、品質低下、陳腐化等の事故は、次の各号によって整理するものとする。

一 過不足の生じたときは、棚卸しの場合に準ずること。  
二 評価下げの必要が生じたときは、適正な価額まで帳簿原価の更訂を行い、その差額を電気事業営業費用勘定の諸費に計上すること。

三 輸送中又は取扱中に破損が生じたときは、その損失金額を電気事業営業費用勘定の諸費に計上すること。

四 保管中、輸送中又は取扱中の貯蔵品について修理を行ったために要した金額は、当該貯蔵品について既に評価損が計上されているときは当該貯蔵品の帳簿価額に加算し、それ以外の場合は電気事業営業費用勘定の修繕費に計上すること。

**第七十五** 貯蔵品は、毎事業年度一回以上定期的に実地棚卸しを行うものとし、実地棚卸しの結果、実地棚卸高と帳簿棚卸高との間に差異を生じた場合は、その原因を追究して遅滞なく補正するものとする。ただし、原因の不明な差異については、当該差異に係る金額を適当な費用勘定又は収益勘定に整理する。

**第七十六** 第七十六ただし書の規定による整理に適用する単価は、当該整理を行うときにおける平均払出単価によるものとする。ただし、石炭、燃料油、ガス及び歴青質混合物、バイオマス燃料及び廃棄物燃料については、実地棚卸実施月の前月末における貯蔵場別の平均払出単価による。

**第七十七** 石炭、バイオマス燃料及び廃棄物燃料の棚卸しにおいて、貯蔵場別の実地棚卸高と帳簿棚卸高との差異のうち、当該実地棚卸高の百分の二又は前回の実地棚卸日から当該実地棚卸日までの期間における当該貯蔵場の受払いの合計の数量の千分の一のいずれか大きいものを超えないものについては、第七十六の規定によ

## 第六章 費用勘定

### (給料手当等の計上)

第三十五条 給料手当、厚生費、雑給、消耗品費及び諸費の金額は、あらかじめ適正に定めた基準によつて、職務に対応して、電気事業営業費用勘定、附帯事業営業費用勘定、事業外費用勘定及び固定資産勘定に計上しなければならない。

る補正（同ただし書の規定による整理を含む。）をしないことができる。

第七十八 貯蔵品の実地棚卸しの結果、破損、品質低下、陳腐化等による評価下げの必要を認めた場合は、第七十五第二号に準じて整理するものとする。

第七十九 貯蔵品の棚卸差損益の金額は、石炭、燃料油、ガス、歴青質混合物、バイオマス燃料、廃棄物燃料、一般貯蔵品、特殊品又は商品の別に、全店一本でそれぞれの純額を算出して、財務諸表に計上するものとする。

## 第十章 費用勘定

第八十 電気事業営業費用勘定の内部においては、給料手当等の金額の各勘定間の振替は、原則として行わないものとする。

第八十一 規則第三十五条のあらかじめ適正に定めた基準は、次の各号によるものとする。

一 職制に対応して給料手当等の金額を電気事業営業費用勘定、附帯事業営業費用勘定、事業外費用勘定及び固定資産勘定に計上する基準（以下「職制別計上科目基準」という。）を定めること。

二 従業員が職制別計上科目基準で定められた計上勘定科目に対応する職務（以下「固有職務」という。）以外の職務に従事した場合、その従業員に関する給料手当等の金額を当該従業員の固有職務に対応する勘定からその従事した職務に対応する勘定へ振り替える基準を定めること。

第八十二 第八十一第二号の振り替える基準とは、例えば、電気事業営業費用勘定を計上科目とする従業員が電気事業固定資産の建設工事に従事した場合においては、次の各号によつて当該従業員の給料手当の金額を当該建設工事の勘定へ振り替える基準をいう。ただし、第二号の例示は、電気事業に係る勘定と電気事業以外に係る勘定との間における振替基準として定めてはならない。

(建設と営業とに関連する金額の配付)

第三十六条 第二十二条に規定する場合を除くほか、電気事業の建設、電気事業の営業、附帯事業の建設及び附帯事業の営業のうちいずれか二以上に関連して要した金額は、あらかじめ適正に定めた基準によつて、電気事業固定資産勘定、電気事業営業費用勘定、附帯事業固定資産勘定、附帯事業営業費用勘定又は

一 建設工事に従事した日時数については、通常の勤務時間の日数又は時間外勤務の時間数を単位とすること。ただし、通常の勤務時間の一日に満たない分についても、時間を単位として振り替えることができること。

二 通常の勤務時間のうち、建設工事とその他の業務とに従事した場合において、その日の勤務時間のうち建設工事に従事した時間がその他の業務に従事した時間よりも多いときは、建設工事に一日従事したものとみなすことができること。

三 通常の勤務時間から継続して建設工事に従事した場合は、通常の勤務時間に対する分は一日とし、時間外勤務に対する分はその時間数によること。時間外勤務のみ建設工事に従事した場合は、その時間数によること。

四 一日時当たりの単価は、従事した個人の実績値によるのを原則とするが、それによることが困難な場合は、最近の適当な期間における科目別等の区分における給料手当の平均値によることができること。その場合においては、時間外勤務に対する単価は、通常の勤務時間内の単価と区別して算定すること。

五 振替は、月ごとに行い、勤務日誌等の確実な資料によつて建設工事に従事した日数を算定し、それに単価を乗じて振替額を決定すること。

六 振替額には、単に基準賃金及び基準外賃金の実支払額のみならず、臨時手当、期末手当その他の諸給与金の実支払額をも含むが、月ごとの振替は、それらを含まない金額に基づいて行い、事業年度末に一括して補正することができること。

七 定型的な建設工事については、作業工程、作業時間等を基準として、工量及び工量単価制を採用することができること。

第八十三 規則第三十六条第一項の二以上に関連して要した金額(以下「関連費用」という。)は、直接に関連して要した金額及び間接に関連して要した金額を含むものとするが、これらの金額は、当該電気事業者の実情に応じて合理的に判定するものとする。

第八十四 第八十三の直接に関連して要した金額及び間接に関連し

財務費用勘定に配付しなければならない。

2 前項の規定によつて一の勘定に配付すべき金額が少額であり、かつ、他の勘定に配付すべき金額に対して軽微であるときは、同項の規定にかかわらず、当該一の勘定に配付すべき金額を当該他の勘定に配付することができる。ただし、当該一の勘定が附帯事業営業費用勘定又は財務費用勘定である場合には、この限りでない。

て要した金額は、次の各号によるものとする。

一 規則第二十一条第二項の共用固定資産に係る修繕費、損害保険料、諸税、減価償却費等並びに電気事業と附帯事業に係る消耗品費、賃借料、委託費及び財務費用は、直接に関連して要した金額とする。

二 本店又は支店等の一般管理費のうち、役員給与、給料手当、退職給与金、厚生費、雑給、消耗品費、修繕費、賃借料、損害保険料、諸税、減価償却費等は、間接に関連して要した金額とする。

三 電気事業営業費用勘定と附帯事業営業費用勘定に関連する場合における発電所等の間接部門に従事する従業員の給料手当、退職給与金、厚生費、雑給、消耗品費及び諸費並びに附帯事業の営業に従事する従業員の退職給与金は、間接に関連して要した金額とする。

**第八十五** 規則第三十六条第一項の適正に定めた基準とは、関連費用のそれぞれの機能に応じた合理的な配賦基準とし、次の各号によるものとする。

一 直接に関連して要した金額のうち、規則第二十一条第二項の共用固定資産に直接に関連して要した修繕費、損害保険料、諸税、減価償却費等については、第三十八に定める合理的な配賦基準とすること。

二 直接に関連して要した金額のうち、電気事業と附帯事業との営業の双方に直接に関連して要した消耗品費、賃借料、委託費及び財務費用については、従業員数比、固定資産の額比とする等合理的な配賦基準を定めること。

三 間接に関連して要した金額については、主として資材事務に関連する費用は資材の購入高比又は払出高比、主として労務事務に関連する費用は人件費の金額比又は従業員の延人数比若しくは総実働時間数比、主として総括的事務に関連する費用は資金運用額比又は決算額比とする等合理的な配賦基準を関連費用ごとに定めること。ただし、合理的な配賦基準を関連費用ごとに定めることが困難な場合は、当該関連費用を、関連する各部

## 第七章 消費税等

第三十七条 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の規定による消費税及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税に相当する金額については、仮払消費税勘定又は仮受消費税勘定をもつて整理するものとする。

## 第八章 雑則

### （特例措置）

第三十八条 電気事業者は、事業者たる法人の設立、解散その他特別の事由によつて第二条の規定により難い場合又は他の法令の適用を受けるためその他の理由によつて第三条の規定により難い場合には、経済産業大臣の承認を受けて当該各条に定める規定によらないことができる。

門の当該事業年度における決算額を基準として、事業年度ごとに一括して、金額案分することができる。

**第八十六** 配賦基準で恒常性があると認められるものは、それを以後の各事業年度の配賦率として用いることができる。

**第八十七** 規則第三十六条の場合において、建設分担関連費を配賦する電気事業固定資産の範囲は、原則として、建設費については五十億円以上かつ、工事期間については十二月以上とする。なお、規則第八条の場合において建設中利子をその建設価額に算入する場合においては、当該建設工事の範囲と一致させるものとする。

**第八十八** 過年度に未払いとして計上した費用又は過年度に未収として計上した収益を当年度中に戻すときは、先に計上した費用又は収益の勘定にそれぞれ戻し入れするものとする。

**第八十九** 過年度に計上した損失に関して当年度中に損害保険金を受け入れたときは、過年度に損失を計上した勘定に戻し入れするものとする。

(財務計算に関する諸表の提出)

第三十九条 法第二十七条の二第二項（法第二十七条の十二、第二十七条の十二の十三及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）の規定による提出をしようとする電気事業者は、第三条の規定により作成した財務計算に関する諸表を当該事業者の事業年度経過後三月以内に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に同項の規定による提出をすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に提出しなければならない。

#### 附 則

- 1 この省令は、法の施行の日（昭和四十年七月一日）から施行する。
- 2 電気事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十二号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
- 3 電気事業者は、次項に規定する特定分割取引に係る収益を特定分割取引収益に整理しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の承認を受けなければならない。
- 4 特定分割取引は、吸収分割会社（電気事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十四号）の施行の日から電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の施行の日までの間に、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。第八号において「平成二十六年改正法」という。）第一条による改正前の電気事業法第二十条第一項第二号に規定する一般電気事業者又は同項第四号に規定する卸電気事業者であつた者を当事者とする会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五十七条の規定に基づく吸収分割をする会社をいう。以下この項において同じ。）と吸収分割承

#### 附 則（平成三十二年四月一日二〇一九資電部第一二号）

- 第一 経済産業大臣は、規則附則第五項の承認の申請があつた場合において、当該申請の特定分割取引の内容が規則附則第四項第一号から第九号までの取引であることについて、次に掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。（本条の規定は、平成三十六年三月三十一日限り、その効力を失う。）
  - 一 規則附則第四項に規定する「旧部門間取引」については、当該取引について、吸収分割の対象となる事業者が引き続き一の法人であると仮定した場合に、一の法人の会社内で行われていたことが確実な役務の提供であることが、書類により明確に示されていること
  - 二 規則附則第四項第九号に規定する「吸収分割会社と吸収分割承継会社とで共有する資産（その用途上不可分であるものに限る。）であつて、電気の安定供給の確保及び電気料金の最大限の抑制のために不可欠であり、かつ、それを共用しないことで電気の安定供給の確保に著しい影響を及ぼすものを用いた業務に係る取引」については、仮に各事業者がシステム・不動産を



継会社（吸収分割会社）がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該吸収分割会社から承継する会社であつて、小売電気事業、一般送配電事業、送電事業又は発電事業のいずれかを営む当該吸収分割会社の完全子会社（当該吸収分割会社とその設立の日から引き続き発行済株式の全部を有する株式会社をいう。）をいう。以下この項において同じ。）との間における当該吸収分割をする日の前日まで当該吸収分割会社の部門（小売電気事業、一般送配電事業、送電事業又は発電事業に係る業務を営む部門に限る。）間で行われていた役務の提供と同一又は類似の内容の取引（以下この項において「旧部門間取引」という。）（吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を二以上の吸収分割承継会社に承継させた場合は、それぞれの吸収分割承継会社相互間における旧部門間取引を含む。）であつて、次の各号に掲げるいずれかの取引に該当するものをいう。

一 一般送配電事業の用に供する蓄電用、送電用、配電用又は変電用の電気工作物（発電事業の用に供する発電用の電気工作物を設置する構内（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第三条第二項第二号又は同項第三号に規定する構内をいう。第四号において同じ。）に設置するものに限る。）の運用及び保守に係る業務を確実に履行するため必要な取引

二 最終保障供給に係る業務のうち、最終保障供給約款に基づき行う電気の使用者との契約の締結、使用電力量の計量又は料金の算定若しくは回収に係る業務を確実に履行するために必要な取引

三 離島等供給に係る業務のうち、離島等供給約款に基づき行う電気の使用者との契約の締結、使用電力量の計量又は料金の算定若しくは回収に係る業務を確実に履行するために必要な取引

四 送電事業の用に供する蓄電用、送電用又は変電用の電気工作物（発電事業の用に供する発電用の電気工作物を設置する

分割しようとした場合に、経済的・時間的費用が過大である一方で、電力の安定供給に支障をきたすことが、書類により明確に示されていること

構内に設置するものに限る。）の運用及び保守に係る業務を  
確実に履行するために必要な取引

五 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二  
条第九号に規定する防災業務計画及び原子力災害対策特別措  
置法（平成十一年法律第五十六号）第二条第三号に規定す  
る原子力事業者が同法第七条第一項の規定に基づき作成する  
原子力事業者防災業務計画に定められた業務のうち、電気の  
安定供給の確保のために不可欠な業務に係る取引

六 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第  
九十四号）第四十五条の特別事業計画に基づき行われる原子  
力損害賠償若しくは廃炉等に係る業務又は福島復興再生特別  
措置法（平成二十四年法律第二十五号）に基づく原子力災害  
からの福島の復興及び再生に係る業務を確実に履行するため  
に必要な取引

七 旧特定契約（電気事業者による再生可能エネルギー電気の  
調達に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十八  
年法律第五十九号）附則第三条第一項に規定する旧特定契約  
をいう。）に係る業務を確実に履行するために必要な取引

八 平成二十六年改正法附則第十六条第一項に規定する特定小  
売供給に係る業務のうち、同法附則第十八条に規定する特定  
小売供給約款に基づき行う電気の使用者との契約の締結、使  
用電力量の計量又は料金の算定若しくは回収に係る業務を確  
実に履行するために必要な取引

九 吸収分割会社と吸収分割承継会社とで共用する資産（その  
用途上不可分であるものに限る。）であつて、電気の安定供  
給の確保及び電気料金の最大限の抑制のために不可欠であ  
り、かつ、それを共用しないことで電気の安定供給の確保に  
著しい影響を及ぼすものを用いた業務に係る取引

5  
第三項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載  
した申請書に前項に規定する特定分割取引の内容を証する書類  
を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 前項に規定する特定分割取引の内容

二 第三項に規定する特定分割取引収益の金額の総額

三 前号の額の内訳

6 経済産業大臣は、第三項の承認を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

7 経済産業大臣は、第三項の承認の申請が、次に掲げる要件のいずれにも適合すると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一 第五項第一号に掲げる事項が第四項に規定する特定分割取引に該当するものであること。

二 第五項第二号に掲げる事項が事業規模に照らして過大ではないこと。

三 第五項第二号及び第三号に掲げる事項が適正かつ明確であること。

8 別表第一（電気事業会計規則の一部を改正する省令（平成三十一年経済産業省令第三四号）により加えた部分に限る。）及び第三項から前項までの規定は、令和十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

附 則（昭和四三年三月三〇日通商産業省令第三四号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年九月三〇日通商産業省令第九三号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年一月一日通商産業省令第一〇七号）  
この省令は、公布の日から施行し、昭和四十五年九月三十日から適用する。

附 則（昭和四六年四月一日通商産業省令第三〇号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年九月三〇日通商産業省令第六五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年七月三日通商産業省令第六八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年九月二九日通商産業省令第六三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年一月一日通商産業省令第一〇七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年六月三〇日通商産業省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年三月一九日通商産業省令第一〇号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の日前に終了する最終の事業年度に係る貸借対照表に記載されている商法等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十四号。以下「改正法」という。）による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十七条ノ二に規定する引当金で、改正法による改正後の同条の規定により引当金として計上することができないものは、取り崩したものを除き、この省令の施行の日を含む事業年度に係る貸借対照表においては、資本の部中剰余金の科目の欄にその目的のための任意積立金として記載しなければならぬ。

3 この省令の施行の日を含む事業年度に係る損益計算書にお

---

ける前項の引当金の取り崩しに係る表示については、なお従前の例による。

附 則（平成元年三月三〇日通商産業省令第一三号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第五章の次に一章を加える改正規定並びに別表第一及び別表第二の改正規定中消費税に係る部分は、平成元年四月一日から施行する。

2 改正後の電気事業会計規則の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る会計の整理について適用し、同日前に終了した事業年度に係る会計の整理については、なお従前の例による。

附 則（平成元年五月二五日通商産業省令第三一号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則（平成元年七月一日通商産業省令第四二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年七月一日通商産業省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年三月三一日通商産業省令第一六号）

この省令は、平成二年四月一日から施行し、改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則（平成三年三月二七日通商産業省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の電気事業会計規

則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則（平成三年一月二二日通商産業省令第七八号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年三月二九日通商産業省令第二一号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年三月三一日通商産業省令第二九号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年一月一八日通商産業省令第八〇号）  
この省令は、電気事業法の一部を改正する法律（平成七年法律第七十五号）の施行の日（平成七年十二月一日）から施行する。

附 則（平成八年七月二三日通商産業省令第五八号）  
この省令は、公布の日から施行し、改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則（平成九年四月一日通商産業省令第六〇号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年三月三一日通商産業省令第四〇号）  
この省令は、公布の日から施行し、改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

1 附 則（平成十一年三月三一日通商産業省令第二八号）  
この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

---

2 この省令の施行前に開始した事業年度の会計の整理については、この省令の施行後も、なお従前の例による。ただし、この省令の公布の日以後に終了する事業年度の会計の整理については、この省令による改正後の電気事業会計規則の規定を適用してこれを行うことができる。

3 改正後の電気事業会計規則の規定中法人税等調整額に係る部分を使用し会計の整理をする初年度については、改正後の電気事業会計規則の規定にかかわらず「前期繰越利益（又は前期繰越損失）」の次に「過年度税効果調整額」「税効果会計適用に伴う（何）準備金取崩額」「税効果会計適用に伴う（何）積立金取崩額」の科目を設けて整理しなければならない。

附 則（平成十一年二月九日通商産業省令第一一一号）  
この省令は、平成十二年三月二十一日から施行し、この省令による改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則（平成十二年九月二七日通商産業省令第二〇四号）  
この省令は、公布の日から施行し、改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則（平成十二年一月二〇日通商産業省令第三三九号）  
この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十三年二月一五日経済産業省令第八号）  
この省令は、公布の日から施行し、改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則（平成十三年三月二九日経済産業省令第九九号）

(施行期日)

- 1 この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

(経過措置)

- 2 第六条、第十一条及び第二十二條の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則（平成一四年三月二〇日経済産業省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則（平成一四年九月三〇日経済産業省令第一〇〇号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。ただし、改正後の電気事業会計規則の規定にかかわらず、平成十四年三月三十一日以前に発行し又は発行を決議した転換社債及び新株引受権付社債に係る電気事業会計規則の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一五年九月三〇日経済産業省令第二二六号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則（平成一六年二月二〇日経済産業省令第二一七号）抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、平成一七年四月一日から施行する。

(電気事業会計への適用)

第八条 第四条の規定による改正後の電気事業会計規則は、こ



の省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計整理について適用する。

附 則（平成一七年九月三〇日経済産業省令第九二号）  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年十月一日から施行し、改正後の電気事業会計規則（以下「新規則」という。）の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計整理について適用する。

（経過措置）

第二条 新規則第三十五条の規定により積み立てなければならない使用済燃料再処理等引当金のほか、この省令の施行の際現に実用発電用原子炉の運転の開始の日から平成十六年度末までの間の運転に伴つて生じた使用済燃料がある事業者は、当該使用済燃料のうち再処理事業者等（原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）第四条に規定する再処理事業者等をいう。）が再処理等（同法第二条第四項に規定する再処理等をいう。以下同じ。）を行う具体的な計画を有するものの再処理等の実施に要する費用に充てるため、平成十七年度から平成三十一年度までの各事業年度に積み立てるべき金額を算定し、その金額を新規則第三十五条の使用済燃料再処理等引当金として積み立てなければならない。

附 則（平成一八年五月三一日経済産業省令第六九号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則（平成一八年二月二六日経済産業省令第一二二号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の

会計の整理について適用する。

附 則（平成一九年三月二六日経済産業省令第一五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行し、改正後の電気事業会計規則（以下「新規則」という。）の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計整理について適用する。

（経過措置）

第二条 新規則第三十七条の規定により積み立てなければならぬ使用済燃料再処理等準備引当金のほか、この省令の施行の際現に平成十七年度に実用発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料がある事業者は、当該使用済燃料の再処理等（新規則第三十七条に規定する再処理等をいう。）の実施に要する費用に係る金額を算定し、その金額を新規則第三十七条の使用済燃料再処理等準備引当金としてこの省令の施行の日の属する事業年度において一時に積み立てなければならぬ。

附 則（平成一九年九月二八日経済産業省令第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成一九年九月三十日）から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条、第三条、第四条及び第七条の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則（平成一九年九月二八日経済産業省令第六七号）抄  
（施行期日）

1 この省令は、平成一九年十月一日から施行する。  
（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

2

第二条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則（平成一九年十二月二五日経済産業省令第七七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年四月一日）より施行する。

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第六条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則（平成二〇年三月二七日経済産業省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則（平成二〇年七月七日経済産業省令第四七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（電気事業会計への適用）

第六条 この省令による改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計整理について適用する。

附 則（平成二〇年九月三〇日経済産業省令第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二〇年十月一日から施行する。

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定は、この省令の施行の日以後に終了する

事業年度分の会計整理について適用する。

附 則（平成二十一年四月二十四日経済産業省令第二十六号）抄  
この省令は、公布の日から施行し、平成二十一年三月三十一日以後に終了する事業年度分の会計の整理から適用する。

附 則（平成二十二年三月二日経済産業省令第二十号）抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この省令による改正後の電気事業会計規則（以下「新会計規則」という。）の規定は、この省令の施行日以後に終了する事業年度分の会計整理について適用する。ただし、新会計規則第三条、第五条、第六条第二項、第三十三条第二項、別表第一（資産除去債務相当資産、原子力発電施設解体引当金、資産除去債務及び原子力発電施設解体費に係る部分に限る。）、別表第二第一表（原子力発電施設解体引当金及び資産除去債務に係る部分に限る。）、同第七表（資産除去債務相当資産に係る部分に限る。）、同第十一表(1)及び(2)並びに別表第三（資産除去債務相当資産に係る部分に限る。）は、平成二十二年四月一日前に開始する事業年度分の会計整理については、適用しない。

附 則（平成二十三年三月三十一日経済産業省令第一六号）  
この省令は、公布の日から施行し、改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則（平成二十三年六月三〇日経済産業省令第三八号）  
この省令は、公布の日から施行し、改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

---

附 則（平成二十三年一〇月二二日経済産業省令第五七号）抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令による改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行日以後に終了する事業年度分の会計整理について適用する。

附 則（平成二十四年三月二八日経済産業省令第一一九号）抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令による改正後の電気事業会計規則の規定は、平成二十四年四月一日以降に開始する事業年度に係る会計の整理について適用する。

附 則（平成二十四年六月一八日経済産業省令第四六号）抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二九日経済産業省令第一六号）抄

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。ただし、改正後の電気事業会計規則別表第一(1)の規定は、平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度に係る会計の整理から適用する。

附 則（平成二十五年九月三〇日経済産業省令第五二号）抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十五年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、施行日以後の会計整理について適用し、施行日前の会計整理については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年二月六日経済産業省令第五九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条中電気事業会計規則別表第二の第一表の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年八月十五日経済産業省令第四三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年八月十八日)から施行する。

(電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則 (平成二七年三月一三日経済産業省令第十号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令による改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後の会計整理について適用し、当該日前の会計整理については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年三月三十一日経済産業省令第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条、第四条、第六条、第八条及び第十一条の規定並び

に次条第二項及び附則第四条第二項の規定 平成二十七年四月一日

二 第三条、第五条、第七条、第九条及び第十二条の規定並びに次条第三項、附則第三条及び第四条第三項の規定 原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律（平成二十六年法律第百三十三号）の施行の日

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、平成二十七年一月一日以後の会計整理について適用し、同日前の会計整理については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、同条の規定の施行の日以後に終了する事業年度分の会計整理について適用する。

3 第三条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、同条の規定の施行の日以後に終了する事業年度分の会計整理について適用する。

附 則（平成二八年三月三〇日経済産業省令第五〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の電気事業会計規則（以下「新会計規則」という。）の規定は、この省令の施行の日以後の会計整理について適用し、同日前の会計整理については、なお従前の例による。

第三条 改正法附則第二条第二項に規定するみなし小売電気事業者については、改正法附則第十六条第一項の義務を負う間、新会計規則の規定を適用する。この場合において、新会計規則第四条中「一般送配電事業、送電事業、配電事業及び発電

事業」とあるのは「小売電気事業」と、新会計規則第十条第一項中「電気事業法（以下「法」という。）第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）、法第二十條第一項の規定により届け出られた最終保障供給約款又は法第二十一条第一項の規定により届け出られた離島等供給約款」とあるのは「電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。以下「改正法」という。）附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款」と、新会計規則第三十九条中「法第二十七条の二第二項（法第二十七条の十二、第二十七条の十三及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）」とあるのは「改正法附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有する改正法による改正前の電気事業法第三十四条第二項」と読み替えるものとする。

第四条 改正法附則第四条第二項に規定するみなし登録特定送配電事業者については、第一条の規定による改正前の電気事業会計規則（以下「旧会計規則」という。）第一条及び第四十二条から第四十七条まで並びに別表第三及び別表第四の規定は、みなし登録特定送配電事業者が改正法附則第二十三条第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、旧会計規則第四十五条中「電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「法」という。）第二十四条第一項」とあるのは「電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。以下「改正法」という。）附則第二十五条第一項」と、旧会計規則第四十七条中「法第三十四条第二項」とあるのは「改正法附則第二十三条第三項の規定によりなおその効力を有する改正法による改正前の電気事業法第三十四条第二項」と、旧会計規則別表第三中「電力卸売事業者から」とあるのは「卸電力取引所を介して」及び「法第二十四条第一項の届出をした供給条件以外の契約によつて一般電気事業者及



び電力卸売業者に」とあるのは「改正法附則第25条第1項の届出をした供給条件以外の契約によつて電気事業者に販売し、及び電力取引所を介して」と読み替えるものとする。

第五条 改正法附則第二条第一項又は第三条第一項の規定により改正法第一条の規定による改正後の電気事業法（以下「新法」という。）第二十七条の二十七第一項の届出をしたものとみなされた者（以下「みなし発電事業者」という。）については、新会計規則第三条の三の規定は、適用しない。

第六条 新法第二条第九号に規定する一般送配電事業者は、新会計規則第二十六条に規定する対象発電事業者が電気事業会計規則の一部を改正する省令（平成十七年経済産業省令第九十二号）附則第二条の規定に基づきこの省令の施行の日以降に終了する各事業年度において積み立てた使用済燃料再処理等引当金のうち、当該一般送配電事業者が託送供給（新法第二条第一項第六号に規定する託送供給をいう。）によつて回収されると見込まれる額を、費用として計上しなければならない。

#### 附 則 （平成二八年九月三〇日経済産業省令第九四号）

##### （施行期日）

第一条 この省令は、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

##### （電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の電気事業会計規則（以下「新会計規則」という。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の会計整理について適用し、同日前の会計整理については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現に、改正法による改正前の原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て

#### 附 則 （平成二九年九月二九日二〇一七資電部第二四号）

##### 第一条

この取扱要領は、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第七七号。以下「改正省令」という。）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十九年十月一日）から施行する。ただし、第五十七の六及び第五十七の七並びに附則第五条及び第十条の規定は、改正省令の施行の日（平成三十二年四月一日）から施行する。

第二条 電気事業会計規則取扱要領の一部を改正する通達（平成二十九年資電部第二十四号。以下「改正通達」という。）による改正後の取扱要領の規定は、施行日以後の会計整理について適用し、施行日前の会計整理については、なお従前の例による。

第三条 第五十七の二及び第五十七の三の規定は、改正省令附則第二条に規定する期間に廃止した原子炉について準用する。この場

及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号。以下「旧法」という。）第三条第一項の規定により積み立てられた使用済燃料再処理等積立金（同法附則第三条第二項の規定により使用済燃料再処理等積立金とみなされた金銭の額を含む。）及びこの省令による改正前の電気事業会計規則第三十五条の規定により積み立てられた使用済燃料再処理等引当金（電気事業会計規則の一部を改正する省令（平成十七年経済産業省令第九十二号）附則第二条の規定により積み立てられた使用済燃料再処理等引当金を含む。）の残高がある対象発電事業者（新会計規則第二十六条に規定する対象発電事業者をいう。以下同じ。）は、施行日の属する事業年度において、当該使用済燃料再処理等積立金の残高及び当該使用済燃料再処理等引当金の残高を取り崩さなければならない。

第四条 施行日以後に終了する各事業年度において、改正法附則第六条第一項の規定により拠出金とみなされた金銭を支払った対象発電事業者は、当該支払った金銭の額に相当する金額を費用として計上しなければならない。

第五条 電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者は、使用済燃料再処理等既発電費（旧法附則第三条第一項の規定により積み立てるべきこととされた金銭に係る利息に相当する額を除く。）及び使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分（旧法附則第三条第一項の規定により積み立てるべきこととされた金銭に係る利息に相当する額を除く。）として回収することが見込まれる額（対象発電事業者が改正法附則第六条第一項の規定により各事業年度において支払った金銭に係る部分に限る。）を、費用として計上しなければならない。

第六条 この省令の施行の際現に、この省令による改正前の電気事業会計規則第三十七条の規定により積み立てられた使用済燃料再処理等準備引当金（電気事業会計規則の一部を改正する省令（平成十九年経済産業省令第十五号）附則第二条の規定により積み立てられた使用済燃料再処理等準備引当金を含む。）の残高がある対象発電事業者（次条において「特定対象発電事

合においては、第五十七の二の規定中「前月末時点」を「前月末時点（平成二十九年十月一日が属する事業年度において同項の申請書を提出する場合にあつては、当該申請書を提出した日の属する月の前々月末時点）」と読み替えるものとする。

第四条 改正省令附則第四条第一項の規定により規則第二十八条の第三第一項の経済産業大臣の承認を受けたものとみなされる対象発電事業者（規則第二十六条第一項に規定する対象発電事業者をいう。以下同じ。）に対する改正通達による改正前の附則第四条から第八条までの規定の適用については、改正省令附則第四条第二項に規定する期間は、なお従前の例による。

第六条 改正省令附則第六条第一項に規定する期間において、原子力廃止関連仮勘定を償却する額は、次の式によって算定される額とする。

$$A \parallel (B \times C \div D) + (E \times F \div G) + (H \times F \div G) \div I$$

A 改正省令附則第六条第一項に規定する期間において、原子力廃止関連仮勘定を償却する額

B 規則第二十八条の第三第一項の経済産業大臣の承認を受けた時点における特定小売供給約款で設定した料金を算定した際にみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号。以下「小売算定規則」という。）第六条第一項に規定する期間原価等項目（以下単に「期間原価等項目」という。）のうち原子力発電設備に係る減価償却費として小売算定規則第三条第二項第六号の規定により算定された額の「小売算定規則第二条第一項に規定する原価算定期間（以下単に「原価算定期間」という。）における合計額

C 規則第二十八条の三第二項の申請書を提出した日の属する月の前月末時点における当該申請に係る原子力発電設備の帳簿価額（当該申請に係る原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価額に限る。）

D 規則第二十八条の三第二項の申請書を提出した日の属する

業者」という。）は、改正法附則第七条第一項前段の規定により支払う金銭の総額を未払使用済燃料再処理等拠出金として計上しなければならない。

第七条 特定対象発電事業者は、改正法附則第七条第一項前段の規定により金銭を支払ったときは、前条に規定する未払使用済燃料再処理等拠出金について、その支払った金銭に相当する金額を取り崩さなければならない。

附則（平成二十九年九月二八日経済産業省令第七六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十号）の施行の日から施行する。

附則（平成二十九年九月二八日経済産業省令第七七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定（第二十八条の四を加える部分を除く。）並びに次条から附則第四条まで、第六条及び第七条の規定は、平成二十九年十月一日から施行する。

（原子力特定資産に関する経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の電気事業会計規則（以下「新会計規則」という。）第二十八条の二の規定は、電気事業会計規則等の一部を改正する省令（平成二十五年経済産業省令第五十二号）の施行の日から附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日までの期間に廃止した原子炉（原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第四号に規定する原子炉をいう。）について準用する。この場合においては、新会計規則第二十八条の二第一項中「その運用する原子炉」とあるのは「廃止した原子炉」と、「を廃止しようとする場合において」とあるのは「について」と、同条第二項中「廃止しようとする」とあるのは「廃止した」と読み替えるものとする。

月の前月末時点におけるその保有する原子力発電設備の総帳簿価額（当該原子力発電設備に係る資産除去債務相当資産に係るものを除く。）

E 規則第二十八条の第三第一項の経済産業大臣の承認を受けた時点における特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に期間原価等項目のうち燃料費（核燃料減損額及び核燃料減損修正損又は核燃料減損修正益（貸方）に限る。）として小売算定期間第三条第二項第二号の規定により算定された額の原価算定期間における合計額

F 規則第二十八条の第三第一項の経済産業大臣の承認に係る原子力発電設備の原価算定期間における原子力発電電力量

G その保有する原子力発電設備の原価算定期間における原子力発電電力量

H 規則第二十八条の第三第一項の経済産業大臣の承認を受けた時点における特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に期間原価等項目のうち使用済燃料再処理等拠出金発電費として小売算定期間第三条第二項第三号の規定により算定された額の原価算定期間における合計額

I 原価算定期間の年数

第七条 改正省令附則第六条第二項に規定する期間において、原子力廃止関連仮勘定を償却する額は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律七十二号。以下「改正法」という。）附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（改正法附則第十六条第三項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に期間原価等項目のうち原子力廃止関連仮勘定償却費として小売算定期間第三条第二項第三号の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を当該原価算定期間の年数で除した額とする。

第八条 改正省令附則第七条第一項に規定する期間において、原子力廃止関連仮勘定を償却する額は、当該承認を受けた時点における当該対象発電事業者の供給の相手方であるみなし小売電気事業

(改正規則の一部改正に伴う原子力廃止関連仮勘定の償却に関する経過措置)

第四条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に、前条の規定による改正前の改正規則(以下この条及び次条において「旧改正規則」という。)附則第七条第一項又は第四項の承認を受けている対象発電事業者(電気事業会計規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号)第二十六条第一項に規定する対象発電事業者をいう。以下同じ。)は、新会計規則第二十八条の三第一項の規定による承認を受けたものとみなす。

2 前項の対象発電事業者に対する旧改正規則附則第七条第七項及び第八項の適用については、当該対象発電事業者が同附則第七条第一項又は第四項の承認を受けた日から託送供給等約款変更月(当該承認を受けた日以後初めて一般送配電事業者(第一条の規定による改正後の電気事業法施行規則(以下この項において「新施行規則」という。)第四十五条の二十一の七第一項の通知を受けた者に限る。附則第六条、第七条及び第八条において同じ。)が当該承認に係る廃炉円滑化負担金(新施行規則第四十五条の二十一の六第一項に規定する廃炉円滑化負担金をいう。以下同じ。)を回収するため電気事業法(昭和三十九年法律第七十号。附則第六条から第八条までにおいて「法」という。)第十八条第一項の認可を受け、又は同条第五項の規定により託送供給等約款の届出をして託送供給等約款を変更する日の属する月をいう。次条において同じ。)までの期間は、なお従前の例による。

第五条 前条の対象発電事業者に係る原子力廃止関連仮勘定は、託送供給等約款変更月の翌月から、十年から前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧改正規則附則第七条第七項第二号又は第八項第二号の規定による償却をした期間を控除した期間、毎事業年度、当該期間において均等償却するものとして算定した額を償却することとする。

(会計規則の一部改正に伴う原子力廃止関連仮勘定の償却に関する経過措置)

者の特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に期間原価等項目のうち他社購入電源費(当該対象発電事業者の当該承認に係る原子力発電設備(当該承認に係る原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産に係るものに限る。)に係る減価償却費相当額、核燃料減損額相当額及び核燃料減損修正損相当額又は核燃料減損修正益(貸方)相当額並びに使用済燃料再処理等拠出金費相当額に限る。)として小売算定期間第三条第二項第八号の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を当該原価算定期間の年数で除した額とする。

第九条 改正省令附則第七条第二項に規定する期間において、原子力廃止関連仮勘定を償却する額は、当該対象発電事業者の供給の相手方であるみなし小売電気事業者の改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款(改正法附則第十六条第三項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの)で設定した料金を算定した際に期間原価等項目のうち他社購入電源費(当該対象発電事業者の原子力廃止関連仮勘定償却費相当額に限る。)として小売算定期間第三条第二項第八号の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を当該原価算定期間の年数で除した額とする。

第十一条 第二条から前条までの規定を適用する最初の事業年度においては、これらの規定により算定された金額を期間按分する方法により償却する。

第六条 対象発電事業者（当該対象発電事業者たる法人が特定小売供給（電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。以下この条、附則第七条及び第九条において「改正法」という。）附則第十六条第一項に規定する特定小売供給をいう。）を行う場合に限る。以下この条において同じ。）に係る原子力廃止関連仮勘定は、当該対象発電事業者が新会計規則第二十八条の三第一項の承認を受けた日から特定小売供給約款変更月（当該承認を受けた日以後初めて改正法附則第十八条第一項の規定により特定小売供給約款（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号。以下この項及び附則第九条において「算定規則」という。）第十八条の規定により料金を設定したものに限る。次条第一項において「認可供給約款」という。）の認可を受け、又は改正法附則第十六条第四項の規定により特定小売供給約款（算定規則第三十四条第一項の規定により料金を設定したもの又は同条第二項の規定により料金を設定したもの（原子力廃止関連仮勘定償却費の変動額を基に料金を設定した場合に限る。）に限る。次条第一項において「届出供給約款」という。）の届出をして特定小売供給約款を変更する日の属する月をいう。次項において同じ。）までの期間、電灯料、電力料、地帯間販売電力料及び他社販売電力料によつて回収されると見込まれる額（新会計規則第二十八条の三第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）を償却することとする。

2 前項の対象発電事業者に係る原子力廃止関連仮勘定は、当該対象発電事業者が新会計規則第二十八条の三第一項の承認を受けた日から当該日以後初めて一般送配電事業者が当該承認に係る廃炉円滑化負担金を回収するため法第十八条第一項の認可を受け、又は同条第五項の規定により託送供給等約款の届出をして託送供給等約款を変更するときは、特定小売供給約款変更月の翌月から当該託送供給等約款を変更する日の属する月までの期間、毎事業年度、当該期間において十年間均等償却するものとして算定した額を償却することとする。

第七条 対象発電事業者（前条第一項に規定する対象発電事業者以外の対象発電事業者に限る。以下この条において同じ。）に係る原子力廃止関連仮勘定は、当該対象発電事業者が新会計規則第二十八条の第三第一項の承認を受けた日から供給約款変更月（当該承認を受けた日以後初めて当該対象発電事業者の供給の相手方であるみなし小売電気事業者（改正法附則第二条第二項に規定するみなし小売電気事業者をいう。以下この項及び附則第九条において同じ。）が改正法附則第十八条第一項の規定により認可供給約款の認可を受け、又は改正法附則第十六条第四項の規定により届出供給約款の届出をして特定小売供給約款を変更する日の属する月をいう。次項において同じ。）までの期間、当該みなし小売電気事業者の電灯料、電力料、地帯間販売電力料及び他社販売電力料によつて回収されると見込まれる額（当該対象発電事業者の新会計規則第二十八条の第三第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）を償却することとする。

2 前項の対象発電事業者に係る原子力廃止関連仮勘定は、当該対象発電事業者が新会計規則第二十八条の第三第一項の承認を受けた日から当該日以後初めて一般送配電事業者が当該承認に係る廃炉円滑化負担金を回収するため法第十八条第一項の認可を受け、又は同条第五項の規定により託送供給等約款の届出をして託送供給等約款を変更するときは、供給約款変更月の翌月から当該託送供給等約款を変更する日の属する月までの期間、毎事業年度、当該期間において十年間均等償却するものとして算定した額を償却することとする。

第八条 附則第六条第二項又は前条第二項の規定による償却をした対象発電事業者に係る原子力廃止関連仮勘定は、当該対象発電事業者が新会計規則第二十八条の第三第一項の承認を受けた日から当該日以後初めて一般送配電事業者が当該承認に係る廃炉円滑化負担金を回収するため法第十八条第一項の認可を受け、又は同条第五項の規定により託送供給等約款の届出をして託送供給等約款を変更するときは、当該変更する日の属する月の翌月から、十年から当該償却をした期間を控除した期間、毎事業

年度、当該期間において均等償却するものとして算定した額を償却することとする。

附則（平成三〇年三月三〇日経済産業省令第一七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第三条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、施行日以後の会計整理について適用し、同日前の会計整理については、なお従前の例による。

2 第四条の規定による改正後の電気事業会計規則の改正は、施行日以後の会計整理について適用する。ただし、施行日の属する事業年度の前事業年度に係る会計整理について、この規定を適用することは妨げない。

附則（平成三〇年五月一日経済産業省令第二六号）

この省令は、平成三〇年五月一日から施行する。

附則（平成三一年三月二九日経済産業省令第三四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

第二条 この省令による改正後の電気事業会計規則（第三条において「新会計規則」という。）の規定は、この省令の施行の日以後の会計整理について適用し、同日前の会計整理については、なお従前の例による。

第三条 電気事業法等の一部を改正する法律附則第二条第二項に規定するみなし小売電気事業者については、新会計規則附則第三項から第七項までの規定を適用する。

附則（令和二年三月三一日経済産業省令第二九号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 （令和二年四月一日経済産業省令第三二号） 抄  
（施行期日）

1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

3 第二条の規定による改正後の電気事業会計規則は、施行日以後に開始する事業年度に係る会計の整理について提供し、施行日前に開始した事業年度に係る会計の整理については、なお従前の例による。

附 則 （令和二年五月二十九日経済産業省令第五三号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和三年三月三十一日経済産業省令第二二号） 抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は公布の日から、第三条の規定は令和四年四月一日から施行する。

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条及び第三条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、施行日以後に終了する事業年度分に係る会計整理について適用し、同日前に終了する事業年度に係る会計整理については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、令和三年四月一日以後に終了する事業年度分に係る会計整理について適用し、同日前に終了する事業年度に係る会計整理については、なお従前の例による。ただし、令和三年四月一日前に終了する事業年度に係る財務計算に関する諸表のうち、同日以後に作成されるものについては、改正後の電気事業会計規則の規定を適用することができる。



附則（令和四年三月三十一日経済産業省令第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第三条の規定による改正後の電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七条）の規定は、この省令の施行の日以後の会計整理について適用し、同日前の会計整理については、なお従前の例による。

附則（令和四年三月三十一日経済産業省令第二八号）

（施行期日）

1 この省令は、令和四年三月三十一日から施行する。ただし、第二条の規定は同年四月一日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、令和四年四月一日以後に終了する事業年度分に係る会計整理について適用し、同日前に終了する事業年度分の会計整理については、なお従前の例による。

附則（令和四年二月一日経済産業省令第八二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）から施行する。

附則（令和四年二月一日経済産業省令第八五号）

（施行期日）

1 この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月十四日）から施行する。

（経過措置）

この省令による改正後の電気事業会計規則第二十八条の二から八までの規定は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）附則第五条に規定する経済産業省令で定める日を経過する日以後に電気事業法第二十七条の二十七第一項第三号に掲げる事項を変更しようとする者について適用し、当該経過する日前に当該事項を変更しようとする者については、なお従前の例による。

附則（令和五年三月二八日経済産業省令第一一号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の施行の日（令和五年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第五条 第十四条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、施行日以後に終了する事業年度分に係る会計整理について適用し、同日前に終了する事業年度に係る会計整理については、なお従前の例による。

附則（令和五年一月六日経済産業省令第四八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年十一月十三日から施行する。ただし、第六条及び第七条の規定は、令和六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第六条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る会計の整理について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る会計の整理については、なお従前の例による。

附 則 （令和六年三月二九日経済産業省令第二一号） 抄

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第五条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は施行日以後に終了する事業年度に係る会計の整理について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る会計の整理についてはなお従前の例による。

第七条 この省令の施行の際現にその実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。）に係る廃炉（脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号。以下「改正法」という。）

第三条の規定による改正後の原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（以下「新再処理法」という。）第二条第五項に規定する廃炉をいう。）の実施に必要な費用に充てるため電気事業法第二十七条の二十九において準用する同法第二十七条の三の規定による経済産業大臣の命令に基づき積み立てた引当金がある新再処理法第二条第八項に規定する実用発電用原子炉設置者等（以下「対象発電事業者」という。）は、改正法附則第十条第一項の規定により支払う金銭の総額を未払廃炉抛出金として計上し、その額を費用として計上しなければならない。ただし、この省令の施行に伴って資産除去債務の取崩しを行う対象事業者にあつては、取り崩した額を当該費用から控除することができる。

2 対象発電事業者は、改正法附則第十条第一項の規定により金銭を支払ったときは、前項に規定する未払廃炉抛出金についてその支払った金銭に相当する金額を取り崩さなければならない

第八条 この省令の施行の際現に附則第二条の規定による廃止前の原子力発電施設解体引当金に関する省令（以下この条及び次条において「旧解体引当金省令」という。）第五条第三項ただし書の承認を受けている対象発電事業者であつて、第一条による改正前の電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十二第一

項の規定による承認を受けている者は、旧解体引当金省令第五条第三項に規定する要引当額に相当する額から前事業年度までに積み立てられた額を控除して得た金額として資産除去債務相当資産に計上している額を原子力廃止関連仮勘定に計上するものとする。

第九条 対象発電事業者に係る原子力廃止関連仮勘定のうち前条の規定により計上したものについては、電気事業会計規則第二十八条の八の規定にかかわらず、この省令の施行の日の属する月から旧解体引当金省令第一条第五号の積立期間（原子力発電施設解体引当金に関する省令の一部を改正する省令（平成三十年経済産業省令第十七号）附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する旧解体引当金省令第五条第六項に規定する通知があつた場合には、直近の当該通知に係る期間）で均等償却するものとして算定した額を償却することとする。

附 則 （令和七年三月三十一日経済産業省令第二一号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、令和七年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

2 第七条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、令和六年四月一日以後開始する事業年度に係る会計の整理について適用し、同日前に終了した事業年度に係る会計の整理については、なお従前の例による。

附 則 （令和七年五月三十日経済産業省令第四十六号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年六月六日）から施行する。